

第14回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年8月10日(火) 午前9時30分から午前10時30分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第2会議室

3. 出席委員(9名)

会 長	古賀	正廣
2番委員	梅野	節子
3番委員	鳥越	孝広
4番委員	中島	照章
5番委員	石橋	祐一
6番委員	藤原	優子
7番委員	伊藤	照子
8番委員	池端	祥久
9番委員	内野	和幸

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第4号 農地所有適格法人の要件確認について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について
報告第4号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	塩塚	政治
次 長	野田	稔雄
職 員	前田	由紀子
職 員	塚本	雄二

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第14回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、4番委員、5番委員をお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それではそうさせていただきます。
 では、早速、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号については、1件の申請がっております。
 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
 当地は、果樹棚が残る遊休農地で、解消し新規就農されるものでございます。
 いずれも3条調書の各項目に該当せず、許可基準を満たしております。
 審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 次に地区担当委員のご意見を伺いたいと思います。
 担当は9番委員ですので、お願いします。
 この件については、私と推進委員二人、土地所有者の親族、そして、耕作希望の〇〇さんと三者での場を設け、意見を交え今回の申請となったところです。
 水路での共同作業にも声掛けをしたところ、〇〇さんは参加して頂き地元とも良好に作業頂いておりますので、問題ないかと思えます。

議長 ありがとうございます。
 次に審議に入ります。何かご意見ご質問はございませんか。

5番委員 作付け品種は、甘ウイと書いてありますが、全部でしょうか。

事務局 はい。そう伺っております。

5番委員 この品種は手間がかかると聞いていたので、別の品種のヘイワードの方が収量も多く作業が楽と聞いていたので確認でした。面積的にも大変ではと思ったもので。

議長 他にございませんか。
(発言者なし。)

議長 それでは、無いようですので採決に入ります。
議案第1号を許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で議案第1号は許可することに決定します。

議長 それでは、

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、1件の申請がっております。
それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
当地は、6月に審議いただいておりましたが、登記手続きの中で1筆は移転ではなく賃貸借であったと所有者との相違があり、改めて、計画変更にて申請があり、意見提出を求められているものでございます。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 事務局説明が終わりました。
担当地区委員の意見を5番委員からお願い致します。

5番委員 目的は変わらず、移転から貸借について特段意見はありません。

議長 ありがとうございます。
何かご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、審議を終わり採決に入りたいと思います。

許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で許可相当とすることに決定いたします。

議長 では、次に

議案第3号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第3号については、6件の申請がっております。

なお、5番と6番は、5番委員に関する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条により議事参与することができないため、その際には、退席をお願いいたします。

それでは、1番から4番までの説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
ご審議の程、よろしくお願いします

議長 事務局説明が終わりました。
それではご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)
それでは、採決に入ります。
1番から4番までは一括採決としたいと思いますよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、一括採決といたします。
議案第3号1番から4番までを許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で許可することに決定します。

議長 それでは5番、6番案件に入りますので、5番委員は退席をお願いします。
- 5番委員退室 -
では、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
許可基準を満たしております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 事務局説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 それでは、審議を終わり採決に入ります。
5番、6番案件を許可される方は挙手をお願いします。
 (全員賛成)
全員賛成で許可することに決定します。
5番委員の入室をお願いします。

— 5番委員着席 —

5番、6番は許可することに決定しました。

議長 続いて、

議案第4号 農地所有適格法人の要件確認について

議長 議案第4号について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。今回、2法人から報告書提出がございましたので、説明いたします。
 (資料読み上げ)
ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局説明がございました。
皆さんからご意見ご質問はございませんか。
 (発言者なし)

議長 無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。
要件を満たしていることに賛成の方は挙手をお願いします。
 (全員賛成)
全員賛成で、要件を満たしていることに決定します。

議長 では、次、報告に進みます。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
 なお、8番は以前、転用申請が出ておりましたが未着手だったため、計画変更により今回の申請となっているところです。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)
無いようですので報告第1号を終わります。
次に、

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 ご意見はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第2号を終わります。

議長 次の

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 報告第3号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、何かご質問はございますか。
(発言者なし)
無いようですので、報告3号を終わります。

報告第4号 非農地証明について

議長 報告第4号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 何かございますか。
(発言者なし)
無いようですので、報告4号を終わります。
以上をもちまして、第14回農業委員会総会を終了いたします。

－閉会－

以上